

新型コロナウイルス感染症対策支援金交付要綱（趣旨）

第1条 この要綱は、上峰町のふるさと納税返礼品開発等に取り組む事業者に対し交付する上峰町ふるさと納税返礼品開発支援金（以下「支援金」という。）に関して、必要な事項を定めることとする。

（目的）

第2条 上峰町におけるふるさと納税を活用した地域資源のPR及び地域の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が疲弊するなか、事業者の事業継続や雇用維持を促進し、地場産業の振興に寄与することを目的とする。

（支援対象者）

第3条 支援金の交付対象となる事業者（以下「支援対象者」という。）は、上峰町のふるさと納税返礼品取扱事業者又は取扱事業者となる見込みのある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町税等の滞納がないこと。

(2) 暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 令和3年1月以降、売上高が前年度月比で減少していること。

（支援対象事業）

第4条 支援金の交付の対象となる事業は、支援対象者が行うふるさと納税返礼品に係る事業のうち、次に掲げる事業とする。

(1) 調達費・資材費等

(2) 返礼品を新たに開発する事業費（既存商品又はサービスの改良を含む。）

(3) 需用費

(4) 役務費

(5) 人件費

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、支援対象経費の2分の1以内の額とする。

（支援金の交付決定）

申請内容を適正に審査し、適当と認めるときは、上峰町ふるさと納税返礼品開発支援金交付決定を該当対象者に通知する。

（支援金の交付）

第6条 一般社団法人起立工商DMOは、規定通りの請求を受けたときは、速やかに支援金を交付するものとする。